

# 防災分野のデータプラットフォーム整備 にむけた調査検討業務

## 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討状況

令和5年10月11日

# 目次

1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等
2. 利用規約等での規定内容の検討状況
3. 利用規約等での規定内容のシステム実装の検討状況
4. 利用規約等に違反のあった場合の対応の検討状況

# 1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等

## (1) 検討方針（再掲）

### 経緯・概要

- 昨年度は、防災分野の各情報共有グループごとに、データ共有ルールの重要論点を整理した。
- 省庁等が情報を共有する、次期総合防災情報システムを対象にルールの策定手順等を、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（デジタル庁/内閣府知的財産戦略推進事務局）にもとづき検討整理。
- 今年度は、次期総合防災情報システムの令和5年度の運用開始当初時点の、利用規約類一式について検討する。

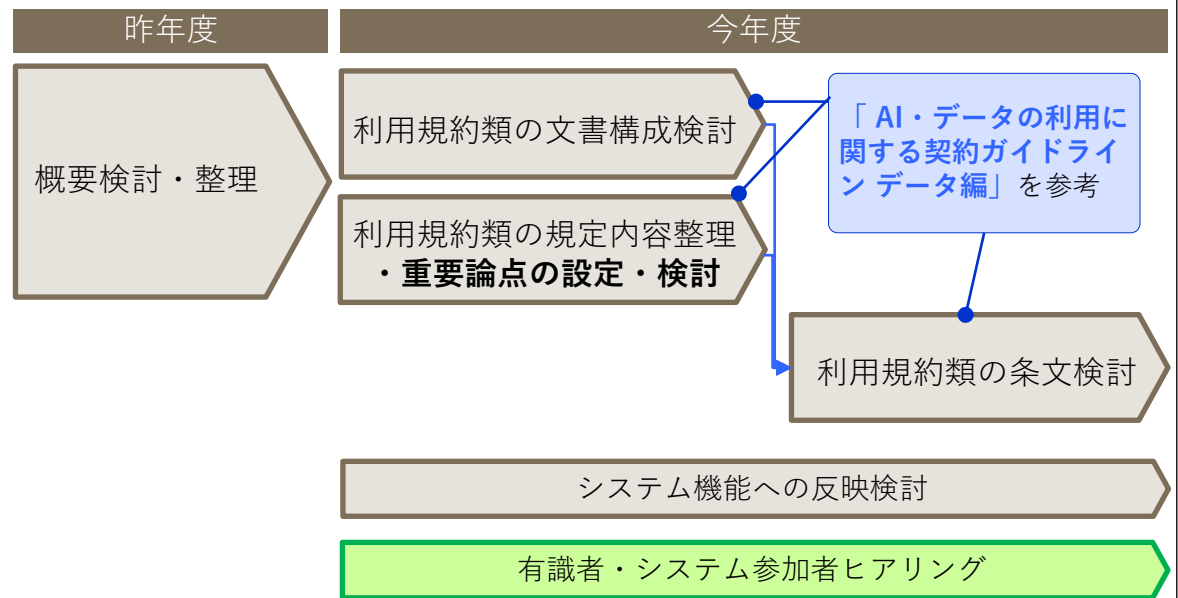
### アウトプット

- 次期総合防災情報システム 利用規約類一式

### 検討方針

- 次期総合防災情報システムの利用規約類について、「プラットフォーム型」（システムを中心に複数のデータ提供者とデータ利用者が共用）のモデル規約等を整理している「AI・データの利用に関する契約ガイドライン データ編 ver1.1」（経済産業省）（以下、ガイドライン）を参照に検討する。
- 具体的には、過年度の検討結果とともに、ガイドラインにもとづく利用規約類の文書構成サンプル、規定内容（重要論点等）を踏まえ、次期総合防災情報システムの条文等を整理する。
- なお、利用規約類の内容については、次期総合防災情報システム機能として対応の可否・方法等についても、調査検討する。
- 検討過程では、適宜、システム参加者、利用規約に関する有識者等への照会・ヒアリング等を行う。

### 検討手順（案）



# 1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等

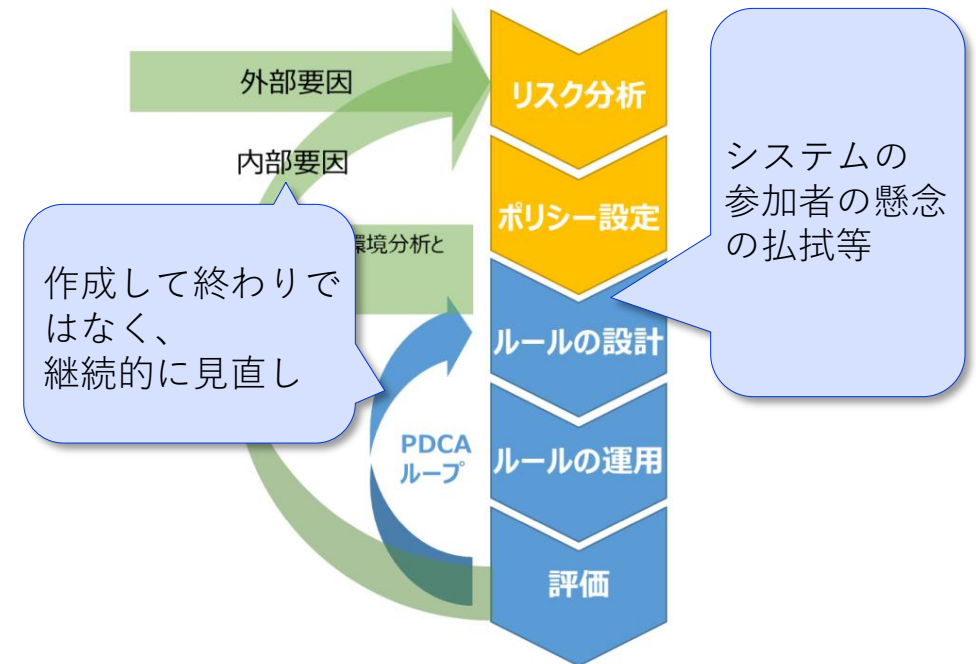
## (2) 昨年度の検討事項

- 昨年度は、防災分野の各情報共有グループごとに、データ共有ルールの重要論点を、「包括的データ戦略（R3.6.18閣議決定）」の記載項目を参照し、検討整理を行った。
- また、情報共有グループ「1-1国・都道府県レベルのデータ流通」の情報流通基盤となる「次期総合防災情報システム」については、データ共有ルールの検討・策定の流れを、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンス ver1.0」（デジタル庁/内閣府知的財産戦略推進事務局）を参照し、検討整理を行った。

各情報共有グループでのデータ共有ルールの重要論点（整理イメージ）

情報共有グループ	サブグループ	データ連携のためのルール化で重要な論点
1 災害対応機関間のデータ流通	1-1 国・都道府県レベルのデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 推定情報の利用</li> <li>✓ . . . . .</li> </ul>
	1-2 都道府県・市区町村レベルのデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係者の責任範囲等の整理</li> <li>✓ . . . . .</li> </ul>
2 国民等へのデータ流通	2-1 マスメディア等を介した間接広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 取消・修正報の取扱い</li> <li>✓ . . . . .</li> </ul>
3 一般民間事業者間のデータ流通	3-1 商用サービスによるデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール</li> <li>✓ . . . . .</li> </ul>
4 被災者個々の支援のためのデータ流通	4-1 支援団体等への個人情報を含まないデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 多様なデータ提供主体の真正性の確認</li> <li>✓ . . . . .</li> </ul>
	4-2 個人情報を含むデータ流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報の取扱い</li> <li>✓ . . . . .</li> </ul>
IoT機器のデータ流通		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ . . . . .</li> </ul>
研究開発のためのデータ流通		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ . . . . .</li> </ul>

利用規約の検討手順  
「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンス ver1.0」より

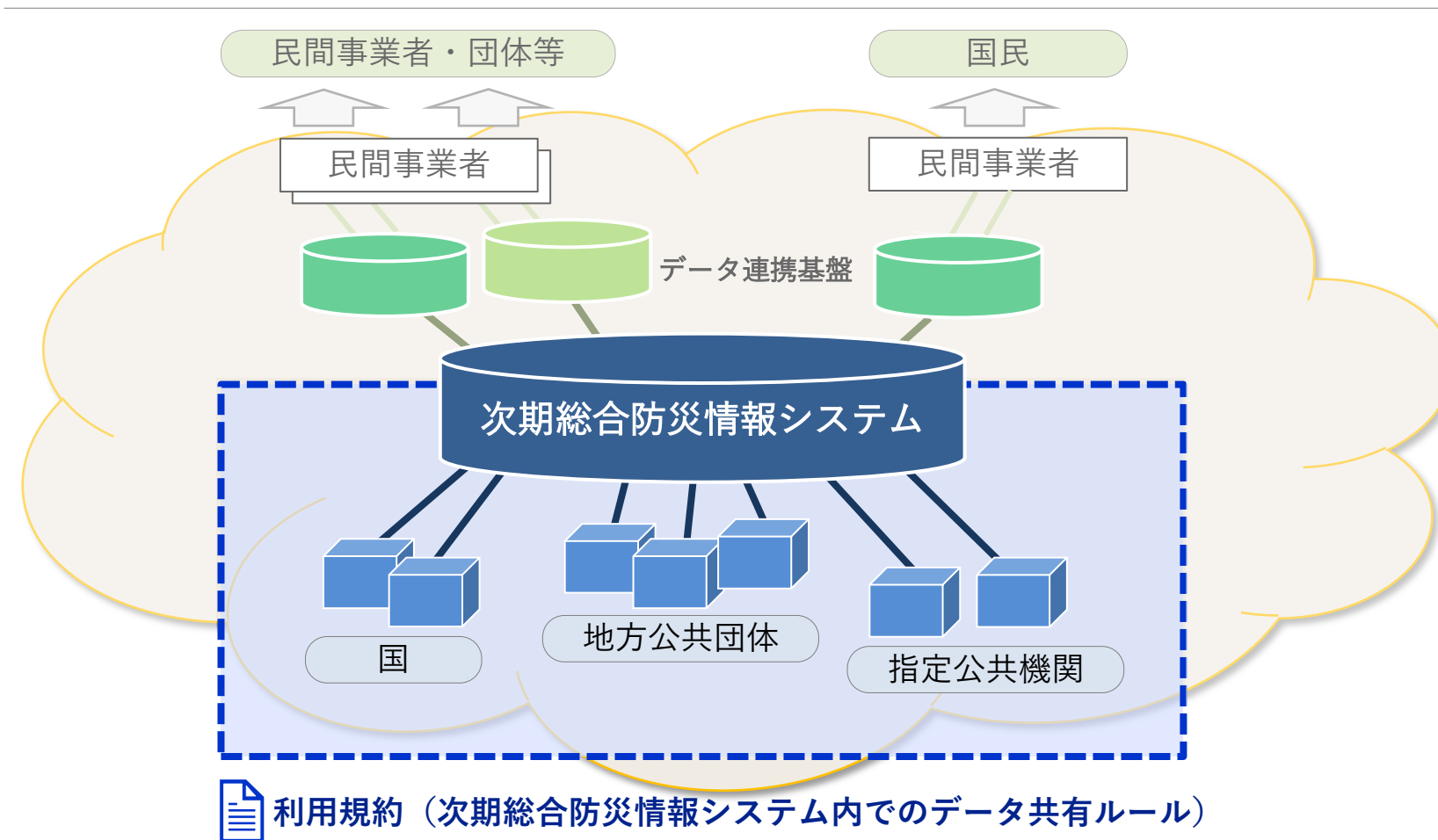


# 1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等

## (3) 今年度検討の対象

- 今年度は、防災分野全体のうち、次期総合防災情報システム内の具体的なデータ共有ルールとして、利用規約の文書一式を作成する。

今年度の検討範囲



# 1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等

## (4) 利用規約の検討における基本的な考え（案）

### 災害対応で有用となるデータを参加者が相互に利用できること

- 災害対応機関の活動に資することを共通の目的に、できるだけ参加者相互のデータ共有を図る

### 取扱いに注意が必要なデータは、適切な配慮のもと共有されること

- 災害対応では、取扱いに注意が必要なデータ（例：誤差を含む推計データ、未確認データ等）も不可欠であることから、適切な取り扱いのもと共有ができるようなルールとする

### 災害発生後に、応急対応のために重要となった情報項目も柔軟に取り扱いができること

- 事前に設定した情報項目以外の情報項目も取り扱いができるようなルールとする

### 将来的な改善・発展等に対応できること

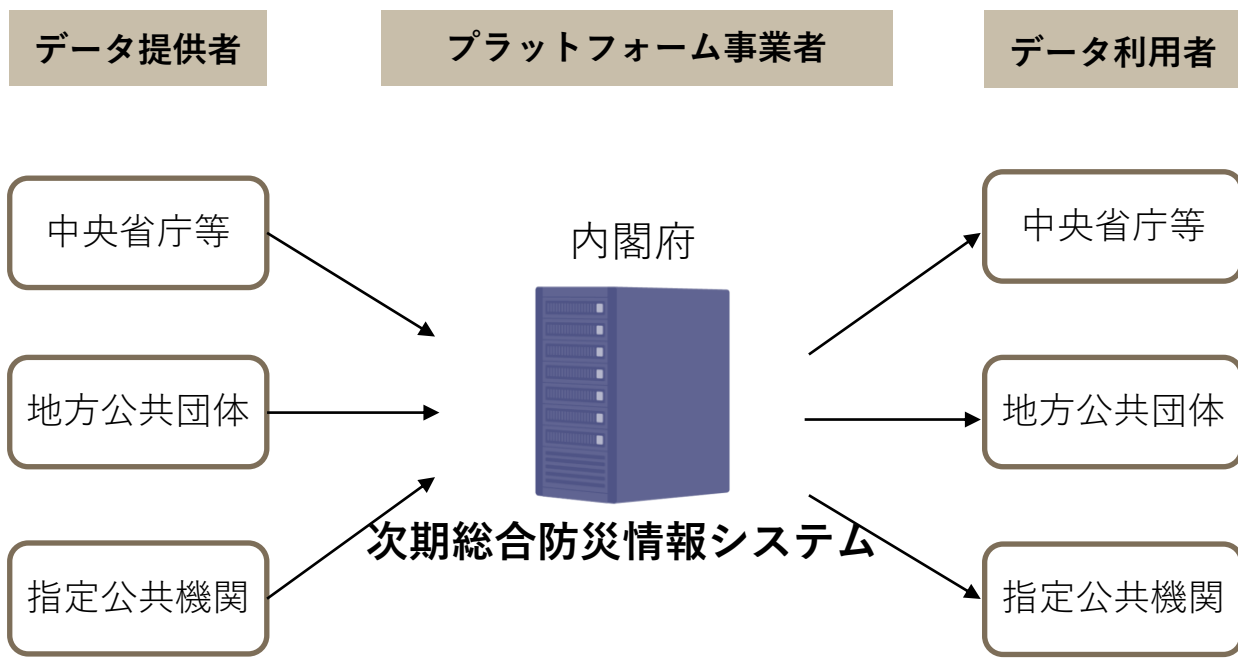
- 利用規約は、今後の災害対応の経験等を踏まえ更新等をしやすいような規約の構成・内容とする。
  - 今後が発生する災害対応等での知見に基づく、災害対応機関間での情報共有ルールの改善・更新作業を想定した構成等とする
  - 将来的には、デジタル庁のデータ連携基盤など、より幅広い目的・関係者の情報流通基盤へのデータ流通の枠組みへの発展可能性も視野に構成等を検討する

# 1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等

## (5) 次期総合防災情報システムの構造

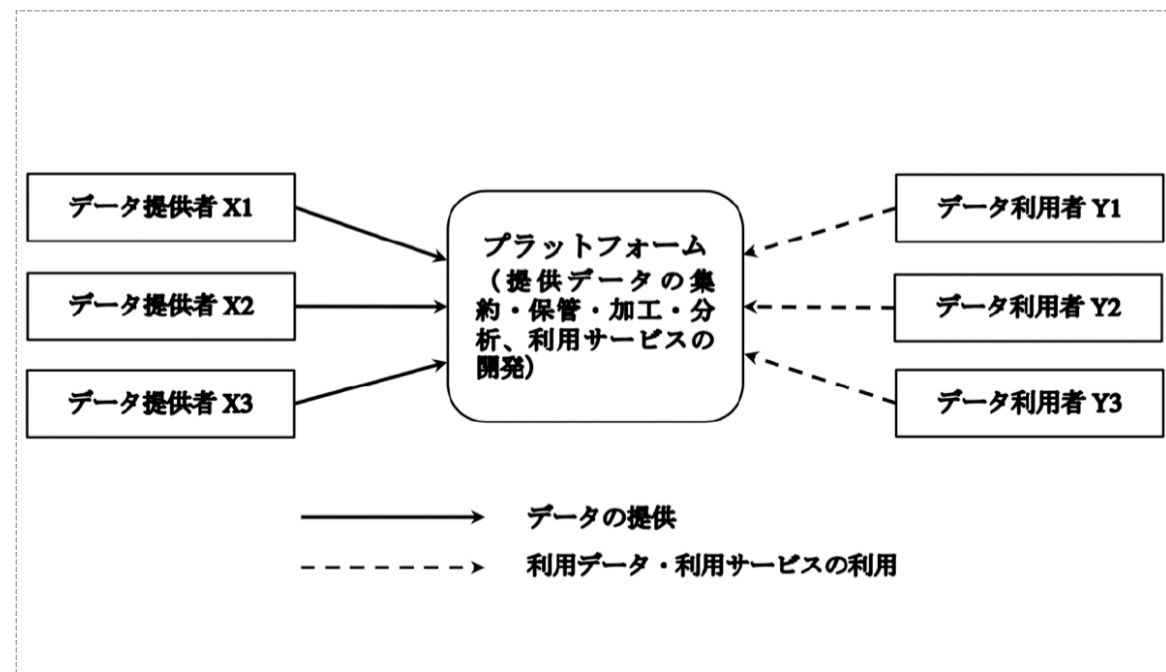
- 次期総合防災情報システムでは、システムを介して、多数のデータ提供者とデータ利用者がデータの共用を行う。
- 当システムは「AI・データの利用に関する契約ガイドライン データ編v1.1」（令和元年12月 経済産業省）では、「プラットフォーム型」の形態に分類される。

次期総合防災情報システムの構造



プラットフォーム型の構造

(出典：AI・データの利用に関する契約ガイドライン データ編v1.1)



類似

# 1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等

## (6) プラットフォーム型のデータ共有ルール（利用規約）に関する参考資料

- 次期総合防災情報システムの利用規約の検討にあたっては、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン データ編 V1.1」（令和元年12月 経済産業省）（以降、「ガイドライン」）を参照する。
  - ガイドライン本文：利用規約において規定すべき主要事項等について解説
  - 付帯資料：プラットフォーム型を想定した利用規約のひな形「モデル規約」を掲載

ガイドライン本文

...

**第6 「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用）**

**1 構造**

- (1)はじめに
- (2)構造・主体
- (3)当事者間の法律関係
- (4)データのフロー・利用の仕組み

...

**4 利用規約における主要事項**

- (1)提供データまたは利用データ・利用サービスの利用を許諾する範囲（利用範囲）
- (2)提供データに関するデータ提供者の責任（保証／非保証）
- (3)派生データ等成果物の権利関係
- (4)監査および苦情・紛争処理
- (5)プラットフォーム事業者の義務・責任（責任限定）
- (6)データ提供者・データ利用者の義務・責任（責任限定）
- (7)利用規約違反時の制裁措置

...

付帯資料：モデル規約

<b>第1章 定義等</b>	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	契約関係
<b>第2章 本取組への参加</b>	
第4条	参加の申込み
第5条	申請事項の変更
<b>第3章 提供データの開示</b>	
第6条	データ利用条件の設定
第7条	データの開示
第8条	提供データの保証
第9条	提供データの知的財産権・権利不行使
第10条	提供データの利用確保
<b>第4章 PFデータの利用</b>	
第11条	適用除外
第12条	PFデータの利用条件
第13条	PFデータの管理
第14条	PFデータの削除
...	
...	

出典

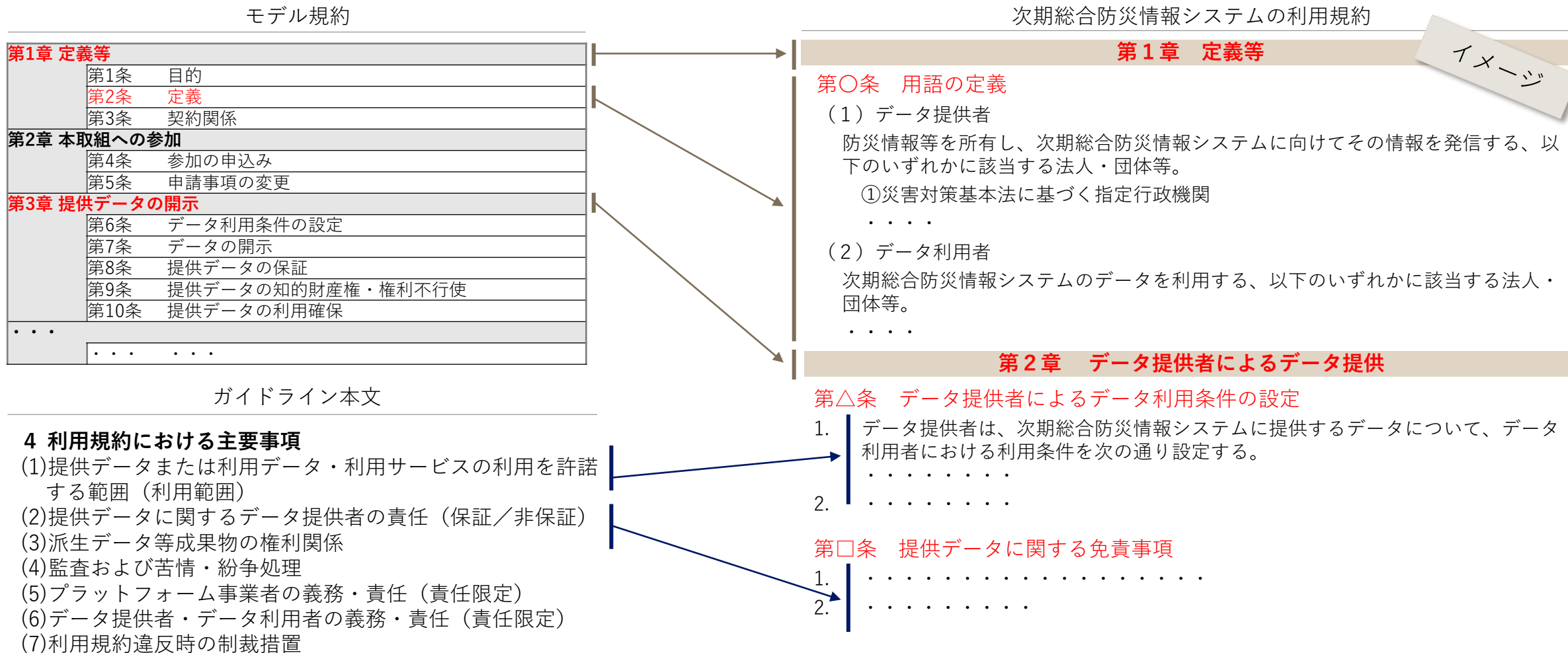
- ・「AI・データの利用に関する契約ガイドライン データ編」令和元年12月 経済産業省
- ・ガイドライン付帯資料「データ共用型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する報告書」



# 1. 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討方針等

## (7) 参考資料を活用した検討方針

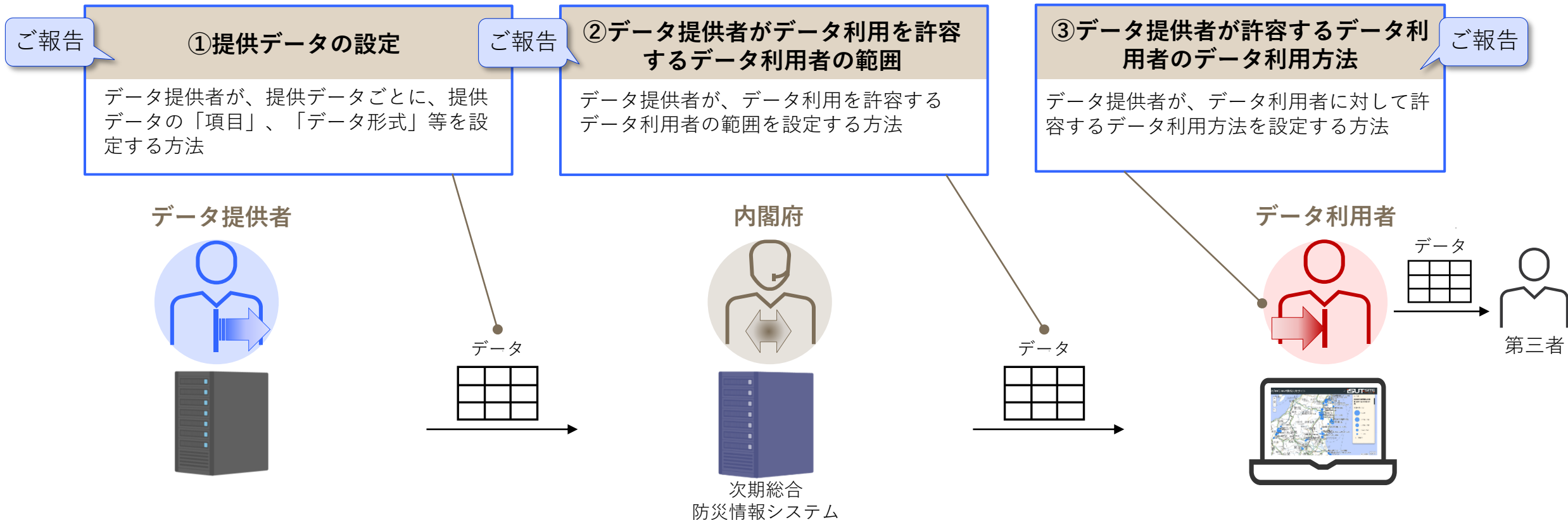
- 次期総合防災情報システムの利用規約策定にあたっては、
  - モデル規約を参考に、章構成・項目等を作成する。
  - ガイドライン本文の留意点等を参考に、利用規約の項目・記載内容等を作成する。



## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況 利用規約の主要事項と本日の報告事項

- 本日の中間報告では、利用規約の主要事項のうち、提供データの利用条件の設定の検討状況などについて紹介する。

利用規約の主要事項のご報告事項（次期総合防災情報システムデータ流通での対応箇所）



### その他主要事項

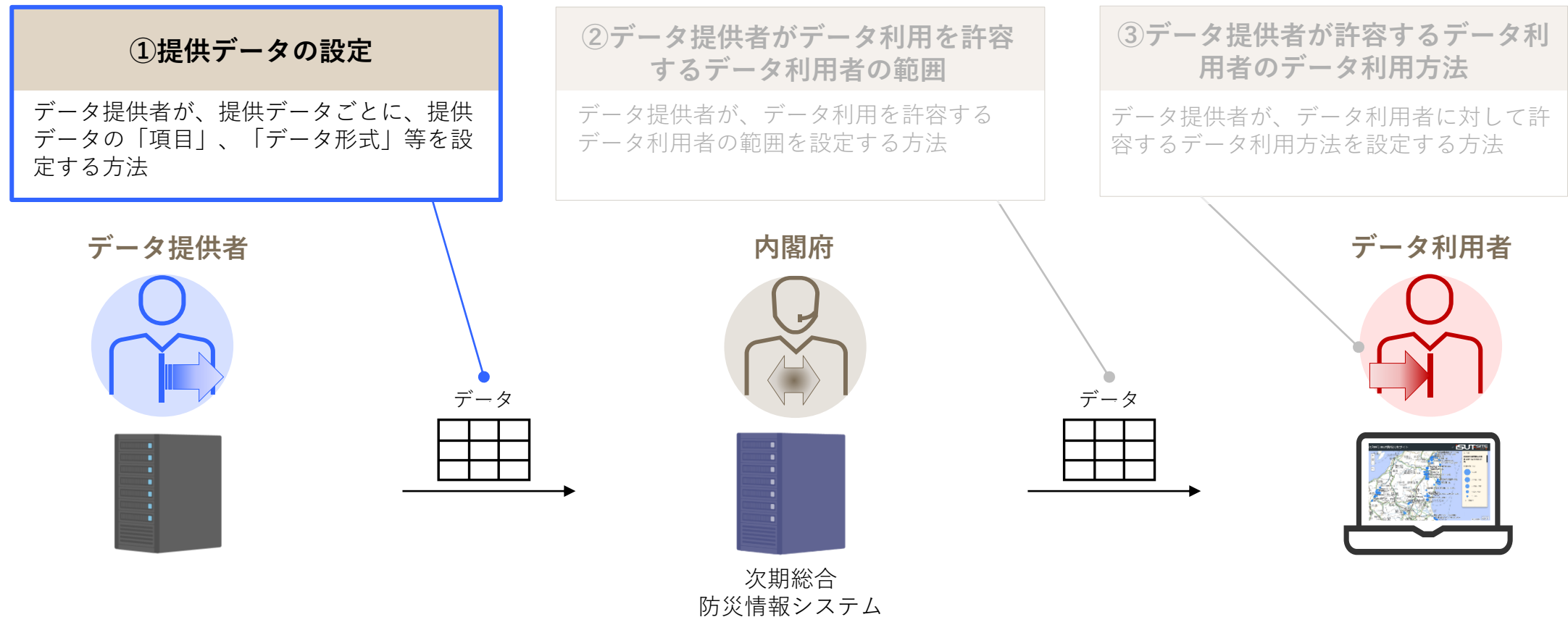
- データ提供者が提供データに対して責任を負う範囲
- 設置設備に関する責任分界 等

## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ①提供データの設定（案）

- データ提供者がデータ提供にあたってのルール（提供データの「項目」、「データ形式」等）を設定するための規定内容について、検討状況を報告する。

ご報告事項（次期総合防災情報システムデータ流通での対応箇所）



## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ①提供データの設定（案）

#### 1) 現行システムでの設定方法

- 提供されるデータの内容は、データ提供者ごとに異なりうる。
- 現行の総合防災情報システムでは、内閣府が各データ提供者と個別に、提供されるデータの項目、データ形式等を取り決めている。

総務省消防庁緊急消防援助隊動態情報システム-総合防災情報システム（現行）間のデータ提供に係る協定事例

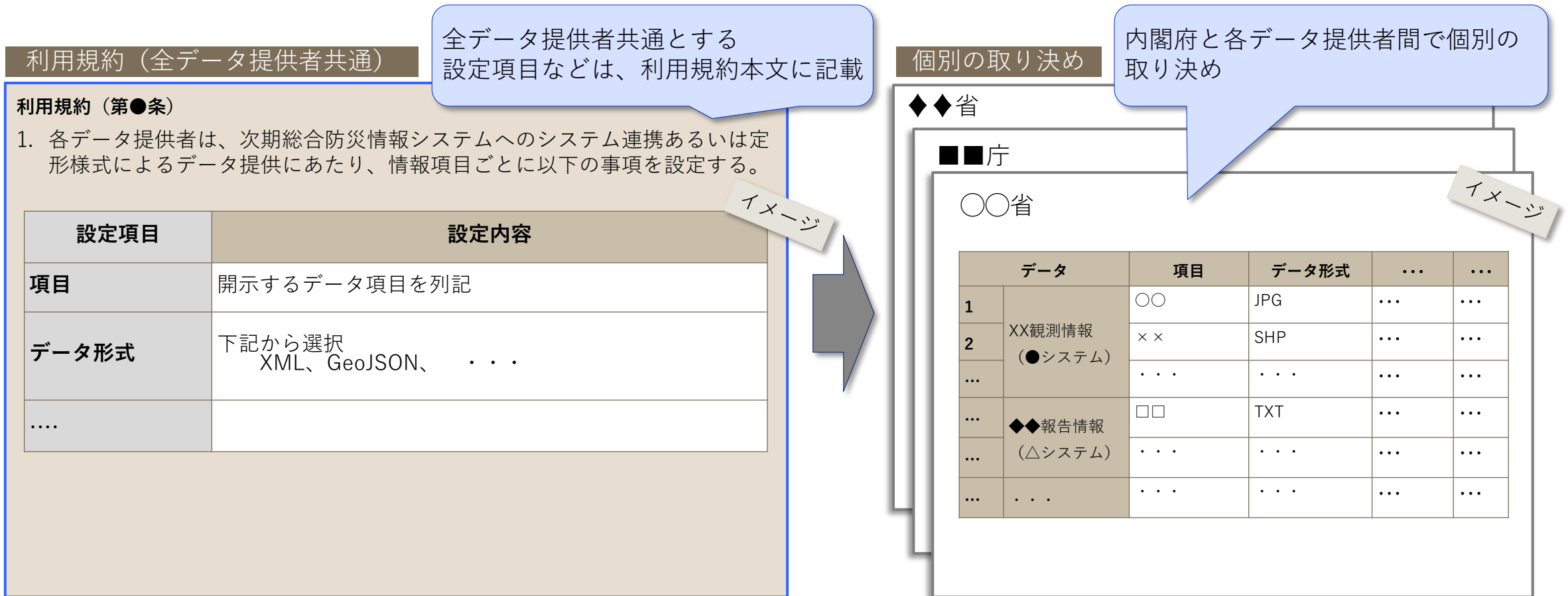
総務省消防庁緊急消防援助隊動態情報システムと内閣府総合防災情報システムとの連携に関する協定書	データ提供者ごとに個別に設定内容を取り決めており、データ提供者間に統一的な設定フォーマットは存在しない				
<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)(以下「甲」という。)と総務省消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長(以下「乙」という。 )は、災害対策に係る事務に関し、密接な連携を図るため、総務省消防庁緊急消防援助隊動態情報システムと内閣府総合防災情報システムとが連携することに関し、次のとおり協定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、乙の保有する緊急消防援助隊動態情報システム内の各種情報(以下、「緊急消防援助隊動態情報」という。)を、甲の総合防災情報システムが取得し、緊急消防援助隊動態情報を総合防災情報システムにて他の災害情報とともに加工し、配信することにより、関係機関が迅速かつ的確に状況を把握し、災害予防、災害応急対策等の防災体制の強化により国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2章 情報の種類、取得方法等</p> <p>(情報の種類)</p> <p>第2条 甲が乙から取得する情報は別表一のとおりとする。</p> <p>(情報の取得方法)</p>	(2) 地点情報	属性	発災後の情報取得までの目安時間	更新頻度	データ形式
	<ul style="list-style-type: none"><li>登録先災害</li><li>地点タイトル</li><li>地点タイトル表示色</li><li>地点カテゴリ</li><li>緯度、経度</li><li>コメント</li><li>登録ユーザー名</li><li>最終更新ユーザー名</li><li>登録日時</li><li>最終更新日時</li><li>地点画像</li><li>地点アイコン画像</li></ul>	乙による災害登録後	随時	GeoJSON	

## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ①提供データの設定（案）

#### 2）利用規約等の構成イメージ（案）

- データ提供者毎・提供データ毎に、データ提供にあたってのルール（データ形式等）を設定できるように検討中である。
- ルールに統一性を持たせるため、設定項目や選択肢等は全データ提供者に共通とし、利用規約本文に記載する。利用規約にしたがい、内閣府と各データ提供者間で個別の取り決めを行うことを検討中である。

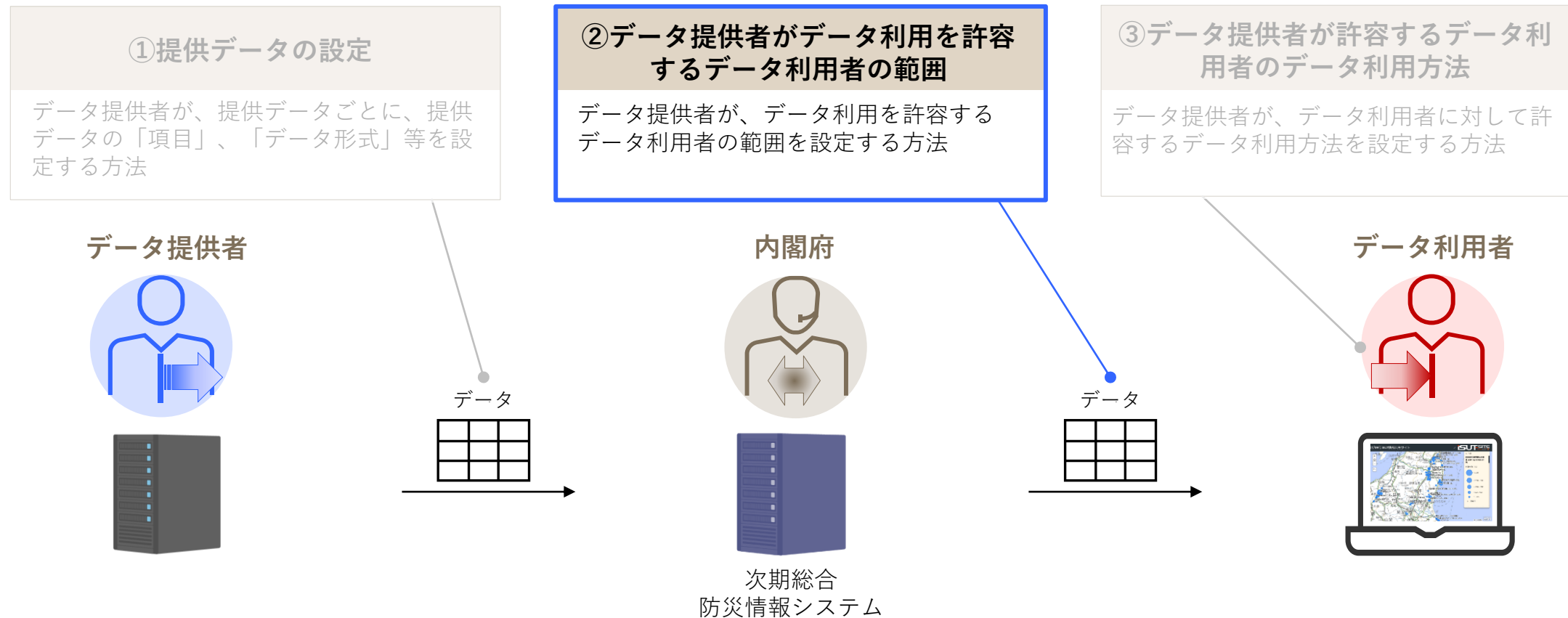


## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ②データ提供者がデータ利用を許容するデータ利用者の範囲（案）

- データ提供者がデータ利用を許容するデータ利用者の範囲（誰が利用してよいか）を設定するための規定内容について、検討状況を報告する。

ご報告事項（次期総合防災情報システムデータ流通での対応箇所）



## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ②データ提供者がデータ利用を許容するデータ利用者の範囲（案）

#### 1) 想定されるデータ利用者の範囲

- データ利用者には「中央省庁等」「地方公共団体（都道府県・市区町村）」「指定公共機関」が存在する。
- データ提供者がデータ利用を許容するデータ利用者の範囲は、提供データごとに以下A～Cが想定される。

#### A.全データ利用者に共有可



#### B.中央省庁等すべて可、都道府県すべて可、市区町村すべて可、指定公共機関すべて可 のいずれか



#### C.一部のデータ利用者のみ可



## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ②データ提供者がデータ利用を許容するデータ利用者の範囲（案）

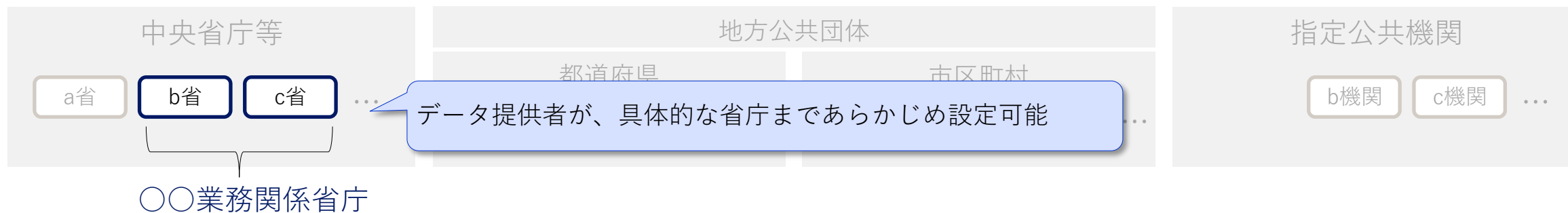
#### 2) 想定されるデータ利用者の範囲 – C.一部のデータ利用者のみ可の場合 –

- 「C.一部のデータ利用者のみ可」には、その具体的な利用者が平時（災害発生前）に確定する場合（C-1）のほか、災害発生後に初めて確定する場合（C-2）がある。

#### C.一部のデータ利用者のみ可

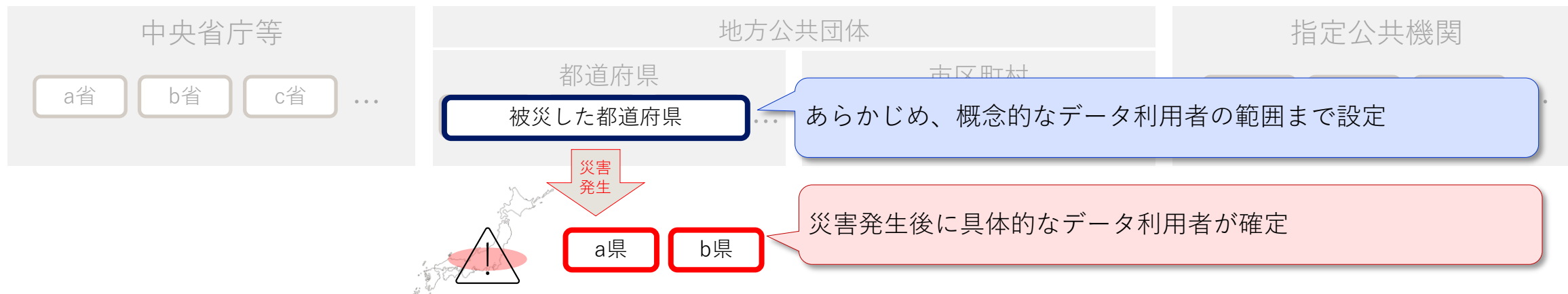
##### C-1 具体的なデータ利用者が平時（災害発生前）に確定する場合

例) データ提供者が「〇〇業務関係省庁のみ」にデータ利用を許容



##### C-2 具体的なデータ利用者が災害発生後に確定する場合

例) データ提供者が「被災した都道府県のみ」にデータ利用を許容





## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ②データ提供者がデータ利用を許容するデータ利用者の範囲（案）

#### 3) 利用規約等の構成イメージ（案）

- データ提供者毎・提供データ毎に、データを利用できるデータ利用者の範囲を設定できるように検討中である。
- ルールに統一性を持たせるため、設定項目や選択肢等は全データ提供者に共通とし、利用規約に記載する。利用規約に記載の共通的事項にもとづき、内閣府と各データ提供者間で個別の取り決めを行うことを検討中。

#### 利用規約（全データ提供者共通）

**利用規約（第△条）**

1. 各データ提供者は、次期総合防災情報システムへのシステム連携によるデータ提供にあたり、利用条件として、データごとに以下の事項を設定する。

設定項目	ありうるデータ利用者の範囲
<b>データ利用者の範囲</b>	○下記からデータ利用者の範囲を設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央省庁等すべて</li> <li>・中央省庁等一部（「個別の取り決め」で具体的に記載）</li> <li>・都道府県すべて</li> <li>・都道府県一部（「個別の取り決め」で具体的に記載）</li> <li>・市区町村すべて</li> <li>・市区町村一部（「個別の取り決め」で具体的に記載）</li> <li>・指定公共機関すべて</li> <li>・指定公共機関一部（「個別の取り決め」で具体的に記載）</li> </ul>
	...
	...
	...
	...

イメージ

#### 個別の取り決め

◆◆省

■ ■ 庁

○○省

		データ利用者の範囲	...	...
1	××観測情報	中央省庁等すべて、都道府県すべて、市区町村すべて、指定公共機関すべて	...	...
2	◆◆報告情報	中央省庁等一部（a省、b省）	...	...
...	...	...	...	...

イメージ

全データ提供者共通の設定項目や選択肢等を記載

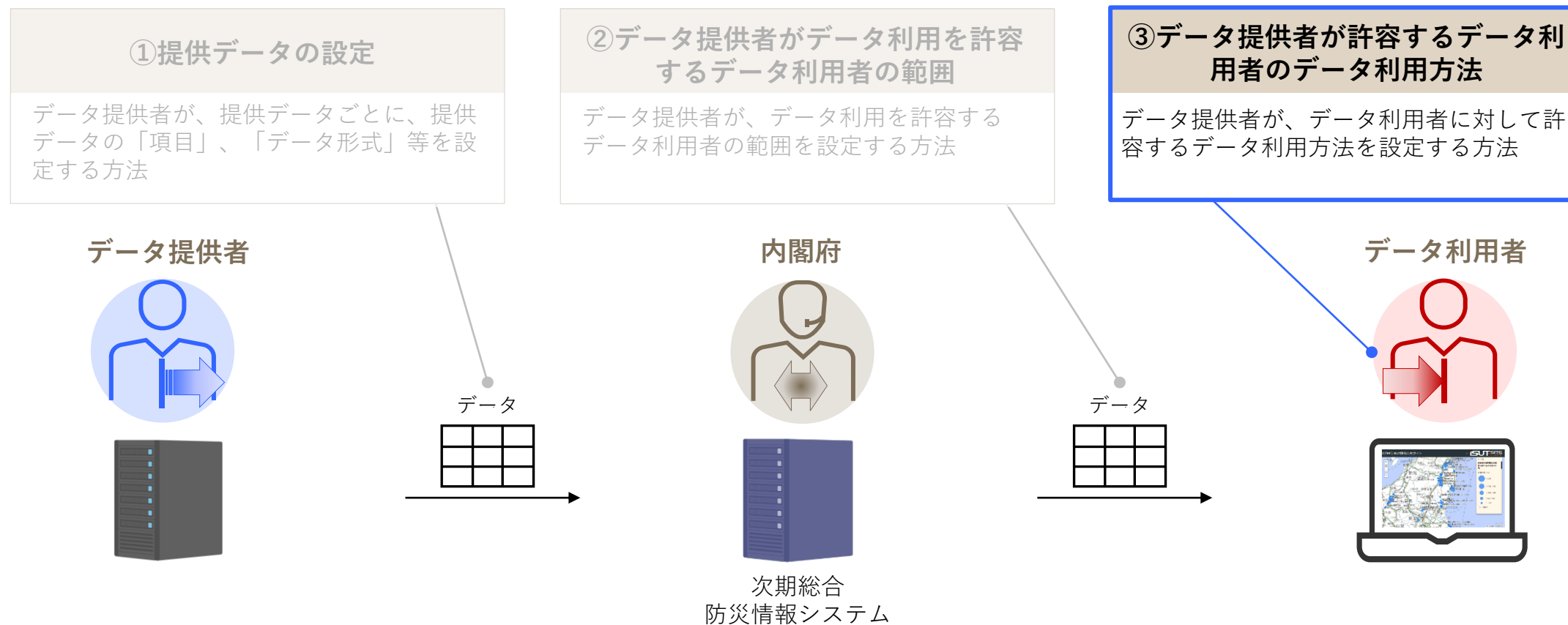
内閣府と各データ提供者間で個別の取り決め

## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ③データ提供者が許容するデータ利用者のデータ利用方法（案）

- データ提供者がデータ利用者に対して許容するデータ利用方法（例：画面閲覧、印刷 等）を設定するための規定内容について、検討状況を報告する。

ご報告事項（次期総合防災情報システムデータ流通での対応箇所）



## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

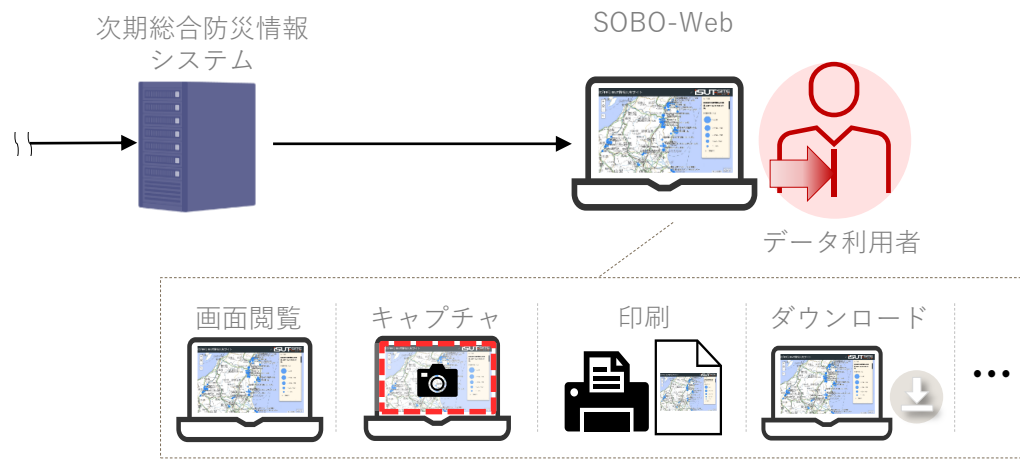
### ③データ提供者が許容するデータ利用者のデータ利用方法（案）

#### 1) 想定されるデータ利用方法

- 次期総合防災情報システムの利用態様は、「A. Webサイトでのデータ利用」、「B. システム連携によるデータ利用」の2形態がある。
- 本日の中間報告では、「A. Webサイトでのデータ利用」を事例に検討状況を報告する。

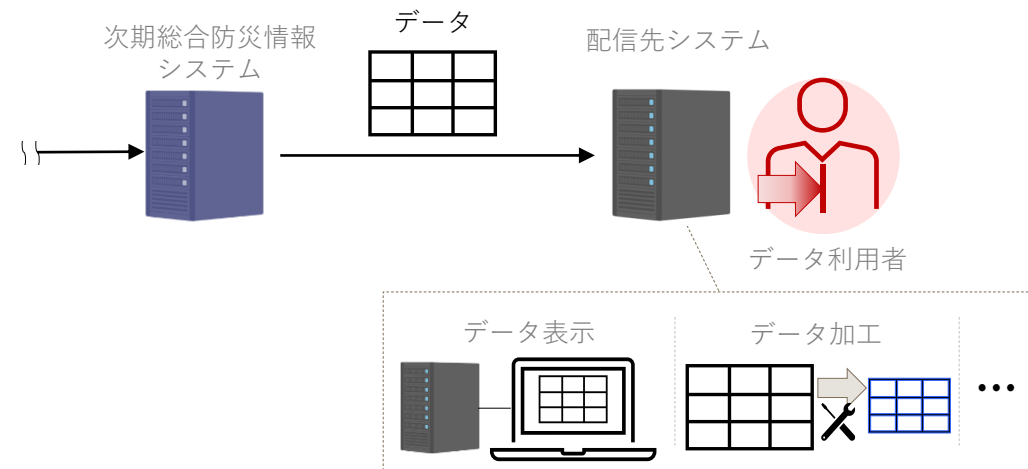
#### A. Webサイトでのデータ利用

- 次期総合防災情報システムのWebサイト「SOBO-Web（仮）」で、データが地図表示される。
- データ利用者は、WebブラウザからSOBO-Webにログインしてデータを利用する。



#### B. システム連携によるデータ利用

- 次期総合防災情報システムからデータそのものがデータ利用者のシステムに配信される。
- データ利用者は、配信先システムからデータを利用する。



「Webサイト」でのデータ利用方法に係る検討状況を報告

## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ③データ提供者が許容するデータ利用者のデータ利用方法（案）

#### 2) 「Webサイト」で想定されるデータ利用方法

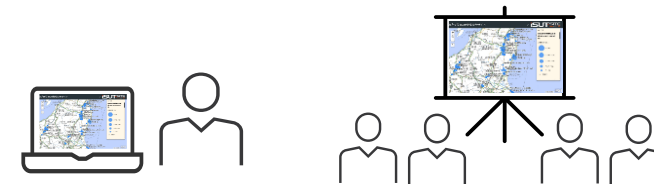
- Webサイトでのデータの利用方法は、複数の方法が想定される。
- 利用規約にて、提供データごとにデータ利用方法の可否を設定する方法を検討中である。

「Webサイト」でのデータ利用方法（例）



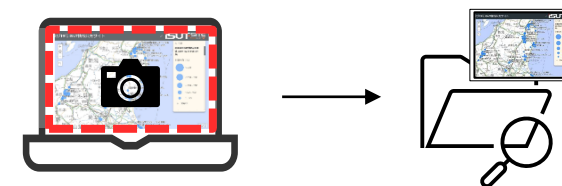
#### a)画面閲覧

- WebGISの画面を閲覧。
- 画面を投影して閲覧。



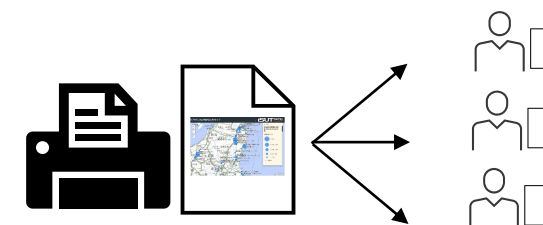
#### b)キャプチャ

- 画面をキャプチャし、画像として資料作成等に利用。



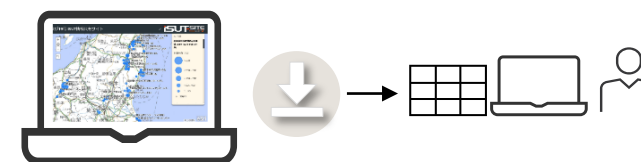
#### c)印刷

- 画面を印刷し、紙資料として利用。



#### d)ダウンロード

- データそのものをダウンロードし、利用。



.....

.....

## 2. 利用規約等での規定内容の検討状況

### ③データ提供者が許容するデータ利用者のデータ利用方法（案）

#### 3) 利用規約等の構成イメージ（案）

- データ提供者毎・提供データ毎に、データ利用者に許容するデータ利用方法を設定できるように検討中である。
- ルールに統一性を持たせるため、設定項目や選択肢等は全データ提供者に共通とし、利用規約に記載する。利用規約に記載の共通的事項に従い、内閣府と各データ提供者間で個別の取り決めを行うことを検討中。

#### 利用規約（全データ提供者共通）

##### 利用規約（第△条）

- 各データ提供者は、次期総合防災情報システムへのシステム連携によるデータ提供にあたり、利用条件として、データごとに以下の事項を設定する。

設定項目	取り得る選択肢
データ利用者の範囲	...
データ利用者のデータ利用方法	○下記から選択 ・画面閲覧可 ・キャプチャ可 ・印刷可 ・ダウンロード可 ...
...	...

全データ提供者共通の設定項目や選択肢等を記載

イメージ

#### 個別の取り決め

◆◆省

■ ■ 庁

○○省

		データ利用者の範囲	データ利用方法	...
1	××観測情報	...	画面閲覧可、 キャプチャ可、 印刷可	...
2	◆◆報告情報	...	画面閲覧可	...
...	...	...	...	...

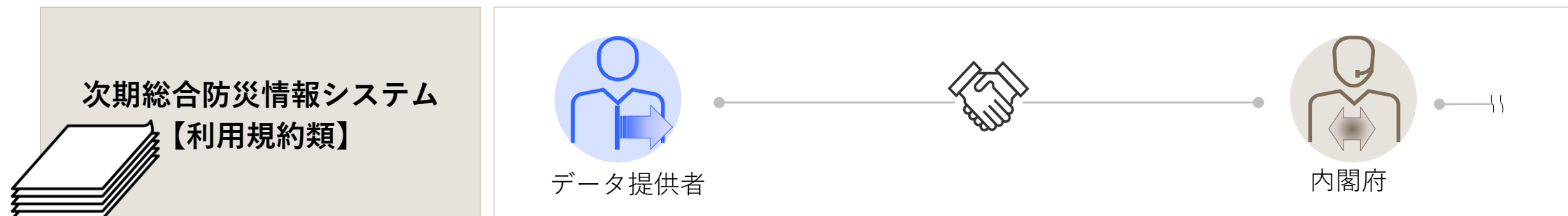
内閣府と各データ提供者間で個別の取り決め

イメージ

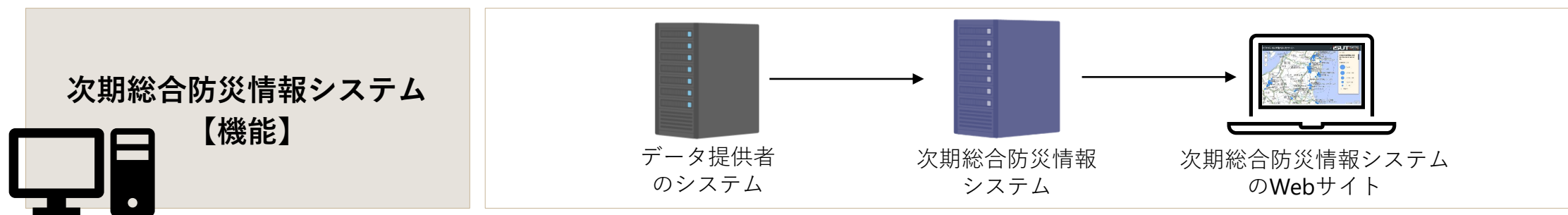
### 3. 利用規約等での規定内容のシステム実装の検討状況

#### (1) システム実装の方針（案）

- 利用規約類の規定内容を、次期総合防災情報システムの機能として実装する方法を検討中である。
- 本日の中間報告では、2章で報告した規定内容の一部を対象とし検討状況を報告する。



規定内容が遵守されるよう、システムの機能にどのような実装が可能か検討



### 3. 利用規約等での規定内容のシステム実装の検討状況

#### (2) システムでの対応方法の検討 (案)

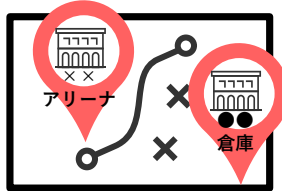
- 利用規約類における、提供データごとの規定内容（データ利用者の範囲など）を、データに付随するメタデータに反映し、システムで対応する方法を検討中である。
- システム上でのデータへのアクセス制御として、以下のような方法を検討中。
  - 複数のデータ利用者で構成される「グループ」を設定できるようにする
  - 提供データのメタデータに基づき、グループ毎などにデータへのアクセス権限を設定できるようにする

規定内容のメタデータへの包含

イメージ

データ (本体) 例) 地域内輸送拠点

施設名称	...	フォークリフト台数	通行可能な最大車種	...
●●倉庫	...	5	10t	...
××アリーナ	...	1	10t	...
...	...	...	...	...



メタデータ 例) 地域内輸送拠点のメタデータ

メタデータ項目	項目の内容
登録日	例) 2023-04-01
⋮	⋮
データ提供者がデータ利用を許容するデータ利用者の範囲	例 1) 「中央省庁等すべて」 「都道府県すべて」 例 2) 「a省、b省」
⋮	⋮

利用規約類に対応したメタデータ

システム上でのアクセス制御

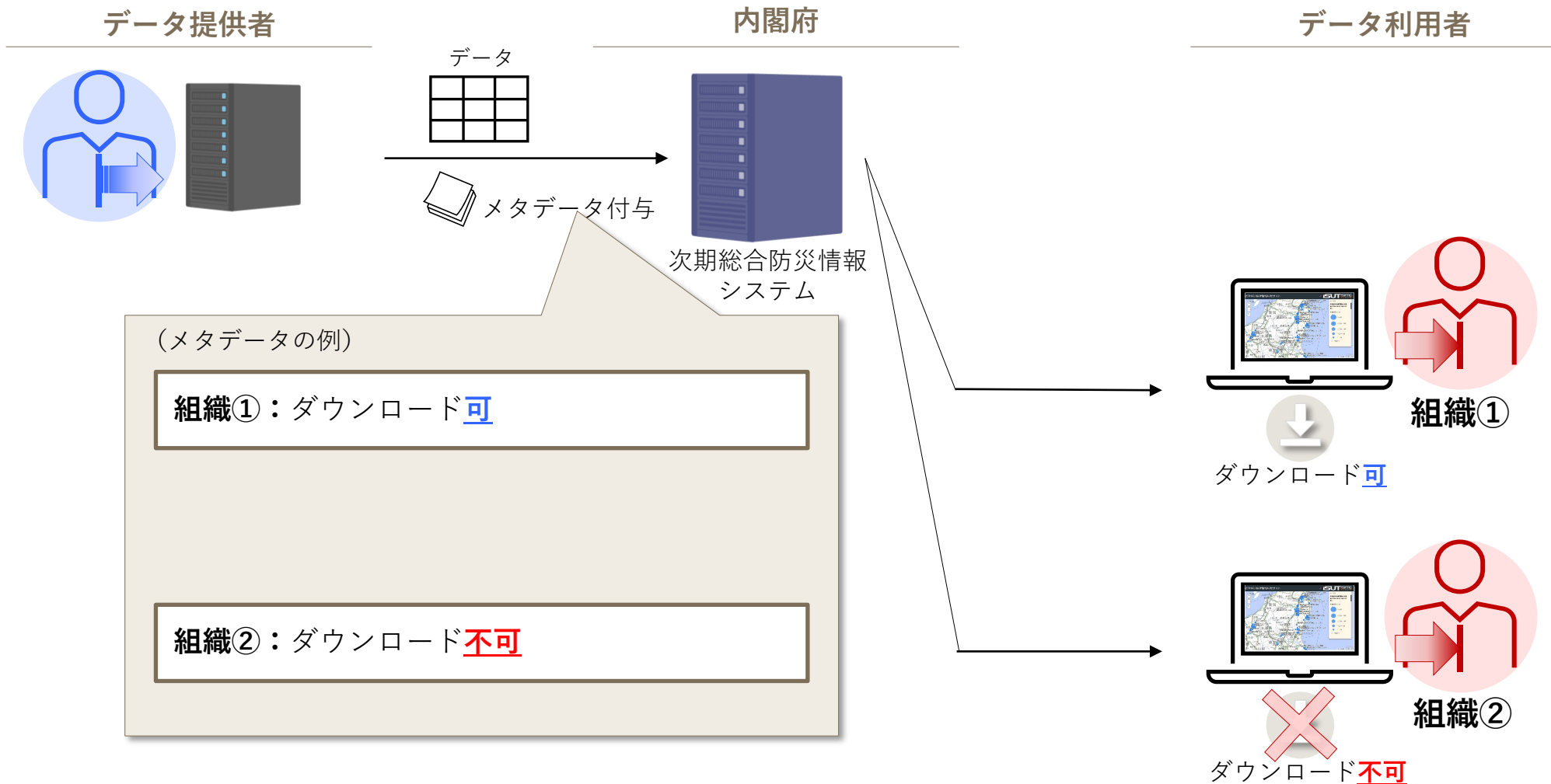
イメージ

グループ (複数のデータ利用者の集合)



### 3. 利用規約等での規定内容のシステム実装の検討状況 (2) システムでの対応方法の検討 (案)

- メタデータに「データ利用方法」の項目を設けて、下記の対応などを検討中。
  - 提供データのメタデータに基づき、グループ毎・データ利用者毎に、ダウンロードの可否を設定できるようにする





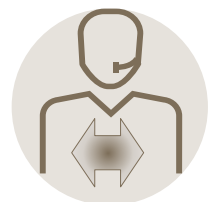
## 4. 利用規約等に違反のあった場合の対応の検討状況

### (1) 不適切な利用が行われたアカウントへの対応措置(案)

- すべての規定内容をシステム機能で制御することはできないため、規約に反する利用が行われた場合の対応を、規約に記載することを検討中である。
- 規約に反する利用がおこなわれた場合においても、当該データ利用者（＝法人、団体等）の利用資格は停止せず、次の対応措置を想定している。
  - － 規約に違反する利用が行われたアカウント（＝システムへログインするID）を保有する利用者（＝法人、団体等）に対して連絡を行うとともに、利用方法の改善ができない場合には、当該アカウントを失効し、別アカウントを発行する。
- さらに違反が継続した場合等の措置については、検討中である。
- このほか、重大なセキュリティリスクを伴う事態が発生した場合などには、予告なく利用中止とする可能性がある。

#### 1 規約に反するシステム利用の把握

内閣府



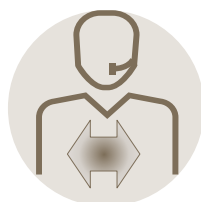
報告  
システム検知等



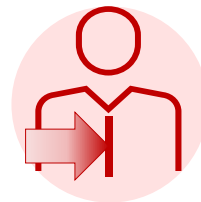
- ・ 第三者からの報告やシステム検知等により、規約に反するデータ利用の行われたアカウントを把握

#### 2 是正の勧告等

内閣府



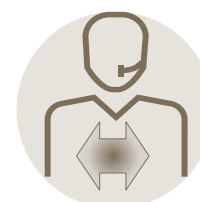
データ利用者



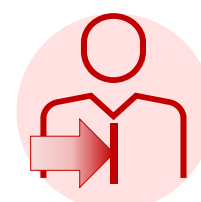
- ・ 当該アカウントを保有する利用者（＝法人、団体等）へ連絡
- ・ 当該利用者のシステム管理者に、組織内にて改善措置をとることを要請

#### 3 アカウント失効・新規アカウント発行

内閣府



データ利用者



- ・ 当該利用者の組織内にて、改善が困難な場合等には、当該アカウントを失効し、別アカウントを発行

- ・ 規約への違反が確認されたアカウントでは、システムを利用できなくすることができる
- ・ ただし、当該アカウントを保有するデータ利用者は組織としてシステムを、当初は継続利用できる（＝災害発生しても利用可）

